

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

令和5年5月29日（月）から同年6月8日（木）にかけて開催された第45回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物一覧表の改正の採択が行われた。

これらの採択事項を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則第1条及び別記関係）

第44 南極特別保護地区の区域の地図を削除する。

第45 南極特別保護地区の区域を変更する。

第56 南極特別保護地区の区域の地図を変更する。

第79 南極特別保護地区の区域の区域を新たに追加する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第12条及び別表第6関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更する。

1) 第17 南極特別保護地区

- ・当該地区における移動手段のうち、航空機の飛行高度にかかる項目を削除

2) 第38 南極特別保護地区

- ・当該地区における移動手段のうち、「回転翼航空機」を「航空機」に変更
- ・当該地区における野営指定地点の変更

3) 第45 南極特別保護地区

- ・当該地区における活動の制限に係る規定について、「教育活動」、「観光活動」を追加
- ・当該地区における禁止行為として「建築物その他の工作物の設置」、「動植物等の持込み」を追加
- ・当該地区内に持ち込む全ての物品について「洗浄又は滅菌すること」を追加

4) 第65 南極特別保護地区

- ・当該地区における活動の制限に係る規定について、「教育活動」、「普及啓発活動」を追加

5) 第79 南極特別保護地区（新規策定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。二 当該地区内では車両を使用しないこと。三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。四 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 |
|--|

と。

- 六 当該地区内では野営しないこと。
- 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
- 十 区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

以 上